

徳島県告示第六百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大津町木津野字仲ノ越六〇番一及び 六二番一	鳴門市撫養町南浜字東浜 五〇五番地	株式会社東京不動産
吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島四番一及 び四番四	吉野川市鴨島町知恵島二 〇一番地一ボア・ソルテ A二〇三	河野 彰太
美馬市脇町字西赤谷五〇三番一、五〇三番 七から五〇三番九まで、五〇三番一一から 五〇三番一四まで、五〇三番一一から五〇 三番一七まで、五〇四番、五〇五番三、五 〇五番五、五二〇番一及び五二〇番四	美馬市穴吹町穴吹字九反 地五番地	美馬市長
名西郡石井町石井字城ノ内三四二番一	名西郡石井町石井字石井 一三五七番地一	中村 慧世